

【重要】低圧太陽光発電設備の平成28年度調達価格適用に関するお知らせ

「再生可能エネルギー発電の固定価格買取制度」の根拠となる法律（以下、「FIT法」という）が改正され、平成28年度中に電力会社と接続契約を締結していない場合、原則、取得済みの設備認定通知書（以下、「認定書」という）が失効することになるため、当社ホームページにおいて、平成28年度中に当社との接続契約締結を希望される場合は、平成28年6月30日までに認定書を含む必要書類を添付のうえ、申込みいただくようお知らせ^{*1}しています。

また、当社ホームページにおいて、低圧で連系されるお客さま向けに、平成28年度調達価格の適用を希望される場合、接続契約申込みから接続契約締結までの標準処理期間は原則1ヶ月であることから、平成29年2月28日（以下、「申込み目安日」という）が接続契約申込みの“目安”となることをお知らせ^{*2}しています。

一方、国（資源エネルギー庁）において、平成28年度中に設備認定を受けることを希望される場合には、平成29年1月20日（以下、「認定申請締切日」という）までに認定申請する必要がある旨、注意喚起文を公表^{*3}しています。

今回、平成28年度調達価格の適用を受けるべく「認定申請締切日」までに国へ認定申請しているものの、「申込み目安日」までに認定書が発行されず、当社へ接続契約申込みを提出できない発電事業者さまへの価格影響等に鑑み、年度末限りの取扱いとして、1月21日以降、認定書（写）の提出がない場合でも、その他の申込内容に不備がなければ、一旦、接続契約申込みを受領させていただきます^{*4}。

なお、1月21日以降、「申込み目安日」までに当社が受領した、認定書（写）の添付がない接続契約申込みについて、3月26日必着で認定書（写）を当社が受領すれば、“可能な範囲”^{*5}で、接続契約を締結のうえ、平成28年度調達価格を適用いたします。

*1 「【重要】太陽光発電設備の平成28年度調達価格等適用に関するお知らせ」（平成28年5月25日）
<http://kepco.jp/~media/Files/KepcoJp/Customer/pdf/ryokin/kaitori/20160525.ashx?la=ja-JP>

*2 「【重要】太陽光発電設備の平成28年度調達価格適用に関するお知らせ」（平成28年12月14日）
<https://kepco.jp/~media/Files/KepcoJp/Customer/pdf/ryokin/kaitori/hatsuden1212.ashx?la=ja-JP>
なお、申込時には、原則、国が発行する認定書（写）が必要です。

*3 「平成28年度中の設備認定等に係る申請期限について（注意喚起）」（平成28年12月14改訂）
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20161214_announce.pdf

*4 当社との接続契約の締結は、認定書（写）の受領後となります。

*5 “可能な範囲”で手続きを進めますが、年度末までの接続契約締結をお約束するものではありません。
なお、本取扱いは、低圧で連系される太陽光発電設備（50kW未満）を対象としていますが、低圧であっても、連系制約等の理由により平成28年度中に接続契約を締結できないことがありますので、予めご了承ください。

認定書（写）がない場合の申込み方法

<接続契約のお申込み時>

「[インターネット低圧工事申込みシステム](#)^{*6}」にて申込みいただく際、『再エネ発電設備の情報』ページの『設備ID』・『認定日』を必須入力項目としております。よって、『設備ID』欄には“YOYAKU9999”、『認定日』欄には“(国への認定申請日)”を入力してください。

なお、年度末には、発電事業者さまからの申込みが集中することが想定されるため、申込後、翌々営業日になっても当社から申込受領メールを返信できない場合がありますので、予めご了承ください。

*6 <http://kepcو.jp/biz/construction/teiatu/>

電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する申込書（低圧）			
契約者情報	申込者情報	再エネ発電設備の情報	自家用発電設備の情報
□認定情報			
設備ID	YOYAKU9999		
認定日	□年 □月 □日		◀「国への認定申請日」を入力

<認定書の提出時>

後日、国から認定書が発行されれば、すみやかに、「[インターネット低圧工事申込みシステム](#)^{*6}」の『書類の添付』ページに認定書データを添付し、さらに『申込者情報』ページの『連絡事項』にも“【訂正内容】認定書の提出”と入力してください。

電力購入契約申込書 兼 系統連系に関する		
契約者情報	申込者情報	再エネ発電設備の情報
■お申込者さまの情報を入力してください。		
連絡事項 (全角)	【訂正内容】認定書の提出	

なお、やむをえず、認定書（写）をFAX、郵送で提出される場合は、当社にて先行申込み分との紐付け作業が必要となり、接続契約締結までに時間を要することがあるため、必ず先行申込み分の“申込書番号”を明確にしたうえで提出いただくようお願いいたします。

(参考) 新認定に関する申込み方法

国（資源エネルギー庁）が公表している、「平成28年度中の設備認定に係る申請期限について（注意喚起）^{*3}」において、平成29年3月1日からFIT法改正以降の新制度に基づく認定申請の受付を開始する旨記載されておりますが、当該認定申請を前提とした当社への申込み方法については現在検討中であるため、後日、改めて当社ホームページにて周知いたします。

以上